

は、完全な1組の財務諸表に関するIAS1号の要求に従ったものでなければならぬ(IAS34号9項)。これは、結果として期中財務報告書においても年次財務諸表と同じレベルで財務諸表を作成することを意味する。

## 表示が要求される期間

期中財務報告書においては、財務諸表の表示が要求される期間について、図表2にある期間に係る財務諸表を含むものとされている(IAS34号20項)。

(図表2) 期中財務報告書に含まれる連結財務諸表

財務諸表	当 期中報告期間	比較 期中報告期間
連結財政状態計算書	当四半期の末日現在	直近の事業年度の末日現在
連結純損益およびその他の包括利益計算書	当四半期会計期間および当事業年度の年初からの四半期累計期間	直近事業年度の対応する四半期会計期間および年初からの四半期累計期間
連結持分変動計算書	当事業年度の年初からの四半期累計期間	直近事業年度の対応する四半期累計期間
連結キャッシュ・フロー計算書	当事業年度の年初からの四半期累計期間	直近事業年度の対応する四半期累計期間

# III IFRSの四半期会計処理と注記

## 期中財務報告書における会計処理

### (1) 一般原則

期中財務報告書を作成するにあたり、企業は年次財務諸表で適用されるのと同じ会計方針を適用することが要求される(IAS34号28項)。期中報告期間の資産、負債、収益および費用を認識するための原則は、年次財務諸表におけるものと同じである(IAS34号29項)。

しかし、期中報告期間が独立の期間であるかのように考えることは意図されておらず、企業の報告の頻度(年次、半期、または四半期)によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないと記載されている。その目的達成のため、期中報告目的のための測定は、年初からの累

計ベースで行われる(IAS34号28項)。IAS34号30項において会計処理の例が示されており、以下、解説する。

① 期中報告期間での棚卸資産の評価減、リストラクチャリング、または減損による損失は企業が年次財務諸表のみを作成するとした場合に適用するであろう原則と同様に認識・測定される。たとえば、四半期ごとに期中財務報告を行う企業が、第1四半期に減損損失を認識・測定し、第3四半期に当該見積りが変わった場合には、第3四半期会計期間に追加的な損失計上、またはのれんを除く資産については損失の戻入れが生じたものとして、見積りの変更がなされる(IAS34号30項a)。

② ある期中報告期間の末日現在

で資産の定義を満たさないコスト

ある期中報告期間の末日現在で資産の定義を満たさないコストは、資産の定義を満たさかどうかについての将来の情報を待ったり、1事業年度中の各期中報告期間の利益を平準化したりするために、財政状態計算書で繰り延べることはできないとされる(IAS34号30項b)。

### ③ 法人所得税費用

法人所得税費用については、各期中報告期間において、その事業年度全体についての予想加重平均税率の最善の見積りに基づいて認識することが必要となる(IAS34号30項c)。この点、日本基準においては、原則として年度決算と同様の方法により計算するが(企業会計基準12号「四半期財務諸表に関する会計基準」(以下、「四半期会計基準」という)14項)、財務諸表利用者の判断を誤ら